

ヘイトスピーチ 監視のための ガイドライン



夏

2010

第4階級（第4身分：メディア）のメンバーの相談により開発されたこれらのガイドラインは、ニュース司会者、編集者、そしてメディアで働くすべての人々に対しその仕事の中でヘイトスピーチ行為に対する保護と監査の時のための基準点を提供する。

ケニアの
電子メディア
における
ヘイトスピーチの
監視



国民団結および融合委員会

ケニアの
電子メディアにおける
ヘイトスピーチの監視
のためのガイドライン

序文

マスメディアにおけるヘイトスピーチはヘイトクライムを引き起こすと永く信じられており、この結びつきは政府の監視とメディアに関する規制の役割の基礎となっている。2008年の国家規模に広がった暴力（訳注：ケニア危機のこと）に続き、ケニアは民族的憎悪を通じた民主主義の崩壊の危機を実感し、国民団結および融合法がネガティブな民族性に取り組み、ヘイトスピーチを犯罪とし、そしてまたメディアにヘイトスピーチを犯すことに対して責任を負わせたのはこの状況下であった。その上、情報に対する権利を促進することでメディアが演じる重要な役割は用心深く守られねばならない。特にもしケニアが民主主義を実践しようとして続けているなら。このように、全ての人に対して、メディアがこれらの法的な既定の下での責任を守ることは重要だ。

メディア監視の目的は二つ挙げられる。第一に、監視はメディアがヘイトスピーチを犯すことに対する防衛能力について価値ある情報を提供する。それによって、ケニア国内の悪習の拡大に対する防衛のプロセスの全体評価に対しさらなる貢献を提供する。第二に、監視はメディアそれ自身にとって彼らの仕事におけるフィードバックの役割を務める。

そしてそれは加害者に対する行動に対する彼らの報告能力を強化するかもしれない。それゆえ、これらのガイドラインはネガティブな民族性に確固たる態度で取り組む関与を強く訴えるものであり、そしてそれによって、国家再建のための可能な環境を提供する。

Dr. ムザレンド・キブンジヤ
国民団結および融合委員会議長

術語の定義

これから示すガイドラインの目的に対して、以下の定義が適用されている。

ガイドライン (Guidelines)

使われる手順や基準を定めることを意味する。

民族性 (Ethnicity)

皮膚の色、人種、宗教、国籍や民族的もしくは国家的起源に基づく何らかのものを意味する。

雇用者 (Employer)

(有償または無償で)、ケニアで仕事の全部もしくは一部をさせるために被雇用者を雇う個人や機関を意味する。

レイシスト/トライバルリスト (Racist/Tribalist)

これらの二つの術語は互換的に使われ、ネガティブな民族的特徴を口にする個人を意味する。

スピーカー/スピーチ (Speaker/Speech)

この術語は、口頭、書面、展示や動作で表現することを意味する。

1. イントロダクション

情報へのアクセスを促進することについてのケニアのメディアの役割は、決して過小評価できない。加えて、1992年の最初の多政党選挙と続く1997年と2002年の選挙、2005年の国民投票、どのようにメディアが最終的に2007年と2008年の抗争にエスカレートしたヘイトを行うのに使うための道具となったかの分岐点として特徴づけられる2007年の総選挙を含むメディア観察の経験が示すように、メディアは世論の形成者である。2007年の選挙の前と間とその後、ケニアでメディアの役割について前例のない公の議論が延々と続いた。それ故、メディアが伝える事についての問題は、それが望ましいメディアとみなされることを国が定義しようとする様に発生し続ける。

宗教的組織、市民社会、政府機関と常設外交使節団はその期間にメディアの役割について発言した利益集団の一部である。彼等は、メディア、特にステレオタイプを促進し、ヘイトメッセージを発し、事件と一般的に歪められた説明を誤報した扇動FM放送局を非難した。そして今日では選挙後の暴動の原因の一つとみなされており、ネガティブな民族性を増大させたことに対しても、非難されている。

メディアは大衆への情報伝達や視点を広めることに関して批評的もしくは特別な役割を演じている。そしてそれは、ジャーナリスト、編集者、ディレクターなどの視点だけでなく、一般大衆の他の人々の視点も含んでいる。当然、メディアは「民族的憎悪」等の視点や声明を公にしたり司会する立場を務めたりする可能性がある。しかし、メディアの責任とはなんだろうか？国というものを作り上げ、国家的統一を強調し、ネガティブな民族性に対する憲法の原理と精神に執着することが全ての社会的政治的な場に浸透しなければならない主義なのだ。それ故メディアはその第一の役割を、それを責任にさらすかもしれない行動を警戒する間、勤め続けなければならない。効果的であるために、そのような監視は、メディアが和解の仲介者を務めたか、それともむしろ民族関係に関連した何らかの潜在的緊張を高めることに貢献したかを評価するため、量的そして質的な分析に基づかねばならず、メディアがヘイトスピーチや—メディア自身によって発せられたり報告されたりした—扇動的な言葉を発したり犯したりすることを警戒することの程度を観察し評価することに狙いを定めなければならない。

2. 現在の実践と必要

ヘイトスピーチは全ての範囲のネガティブな談話に関する単語であり、憎悪や偏見を広め憎しみを駆り立てる。ヘイトスピーチは人種や民族性、国籍、宗教、言語能力や見た目（身長体重そして髪の毛の色等）に基づいて個人や集団に対し、貶め、脅し、暴力や偏見に満ちた行動をさせるようにデザインされる。「スピーチ」とされているが、口頭や書面のコミュニケーションだけでなく、例えば映画や芸術、身振り（象徴的意味表現）のような他の形態の表現も含まれる。これらは「言葉だけ」でなく、危害や暴力につながる「傷つける言葉」であることも疑うべきではない。ドイツのナチスやルワンダで我々はそれに直面する機会があった。そしてそこでは、ヘイトプロパガンダとメディアは信じがたい苦痛とジェノサイドをもたらした。しかし、今日でさえ、民主社会においてヘイトスピーチは非常に頻繁に発せられ、民族、人種、性的マイノリティたちを傷つけている。

ケニアの国家人権委員会によれば、2005年の国民投票は、ケニア人たちの間の民族的憎悪の感情を増強する、ヘイトスピーチ¹と狂信的愛国主義と欺瞞によって特徴づけられた。2007年の選挙の監視もまた、その選挙運動が政治的プロパガンダとヘイトスピーチ²でいっぱいだったことを明らかにした。政治家たちが指揮する選挙運動のやり方は、2007年の選挙の後で見られた民族的憎悪が高まる風土に貢献した。

ヘイトスピーチとの戦いに関する最も大きな問題は十分な法律ではなく、諸機関によってそれを遵守し適用することなのだ。主としてそれが引き起こされるのは、全体として社会に対するヘイトスピーチの危険性の過小評価と自覚の欠如によるが、またステレオタイプと偏見の長く続いた伝統にもよる。その結果として、そのようなスピーチの発生を警戒する必要がある。ヘイトが本来意図されたものでなく結果的にそうなったものだとしても。

価値の判断において、自由な言論が重要だということが議論されるかもしれない。しかし、それは唯一の価値ではなく、他のすべてのことに対して優先権をもつものではない。（言論の自由と比べてより基本的なものではないわけではない）それら他の権利は、例えば、恐れも脅迫されることもなく生活する権利、（個人レベルと集団レベルの両方の）尊厳に対する権利、そして差別や排斥に苦しむことなく他者と同等の社会の構成員であるという権利を含む。

メディアは我々の実社会の認識を形成する。それは、文化的主導権に対する戦い、民主社会に対しレイシスト/トライバリストにより振り回される戦いの場である。民族的憎悪のための自由な演壇を与えないという職業倫理の問題なのだ。メディアは民族的プロパガンダの道具になることを警戒しなければならない。

¹ケニア国家人権委員会の拙い振舞い：国民投票キャンペーン中の欺瞞と狂信的愛国主義と浪費を参照せよ。

²ケニア国家人権委員会の危機の瀬戸際：ケニアの選挙後の暴力に関する人権報告を参照せよ。

3. 挑戦

2008 年の国民団結および融合法の条項と権限の履行において、国民団結および融合委員会は多くの挑戦を試みた。これらの挑戦は、メディアに対するヘイトスピーチの確認のための適切なガイドラインの欠如と同様に、ヘイトスピーチが営まれる要因の適切な定義の欠如により発生した。

これらの挑戦に取り組むため、団結委員会はヘイトスピーチとしてみなされるスピーチと情報の効率的な分類に対するガイドラインを導入することを決定した。そしてこのように言論の自由の原理から除外した。

4. 全体的な目的

これらのガイドラインの全体的な目的は、メディアとメディアに従事する人々がヘイトスピーチを認識するのを助ける明快なチェックリストを提供することである。そして、それによって、国というものを作り上げることに対するネガティブな民族性を警戒するために、その発生を抑制することである

5. 特定の目的

それらはつまり、

- a) ヘイトスピーチに関する国民団結および融合法の知識を授けること。
- b) ヘイトスピーチの分類と確認に有効な方針ガイドラインと基準の提供。
- c) メディアの構成員がヘイトスピーチの確認において実践的かつ適切な手法を適用することを可能にする。
- d) ヘイトスピーチの認定と報告に適切な知識と能力を持つ有能かつプロフェッショナルなメディアを開発する。
- e) ヘイトスピーチの実行者を明らかにする。

6. 適用範囲

これらのガイドラインはメディアの全てのメンバーに適用する。メディアのオーナー、編集者、ジャーナリスト、レポーター、ニュースアンカー、トークショー司会者そしてメディアを使用したり関係したり、メディアに雇われたりする全ての人々に対して。

7. メディアに対して適用できるガイドライン

7.1. 責任

メディアは大衆への情報伝達や視点を広めることに関して批評的もしくは特別な役割を演じている。そしてそれは、ジャーナリスト、編集者、ディレクターなどの視点だけでなく、一般大衆の他の人々の視点も含んでいる。しかし、度々、いくつかのメディア企業はステレオタイプ的であったりヘイトスピーチとみなされたりする視点や声明を公にしたり提供したりするかもしれない。

しかし、そのようなケースが起ったとき、提供された、もしくは与えられたメディアハウスによって公開拡散された視点を持つ一般大衆のメンバーによって発せられた「ヘイトスピーチ」に関して、メディアの有罪無罪を判定するときにどのような要素を考慮すべきか？

以下の要素は、メディアに対するケースを決定するのに使われるだろう：

- (a) ヘイトスピーチからメディアそれ自体が離れたか、メディア自身がヘイトスピーチを非難したかどうか。**

例えば、そのような視点が放送されている間、メディア企業やプレゼンターは明らかに、それらの視点がその個人のものであり、プレゼンターやメディア企業のものではないと明言する、もしくはプレゼンターが、彼女がその視点を攻撃的だと見做したり、公的な方針に反するものだと見なしたことを明言するか、メディア企業やプレゼンターがそのようなプロパガンダの拡散の目的で演壇を使ったことに対して「トライバリスト」と警告するか。

(b) メディアプログラムの意図や目的

例えば、番組が、何が民族的ステレオタイプが必然的に伴うか、ヘイトスピーチとは何かを大衆に教育しようとする時、または番組がヘイトスピーチを含む不快な言葉を人目にさらそうとするとき、または番組が競争相手を抑制しようとヘイトスピーチを使う悪い指導者たちを人目にさらそうとするとき。

(c) 何らかの確かな状況において、メディアがヘイトスピーチ、ネガティブな民族性そしてレイリスト的なものに演壇を提供するのをやめる必要がある。

例えば、個人がヘイトスピーチ発信者として認識されレッテル貼りされていたり、ヘイトスピーチに対する取り調べや訴えがなされていた場合、メディア企業は、そのような人物のスピーチ中継を報道したり、放送したりするのをやめることを選ぶかもしれないが、ヘイトスピーチを構成せずに、プレゼンターによって読まれたレポートの無いように其のが含まれるという面を選ぶかもしれない。

大衆に報道するメディアの義務があるにもかかわらず、特定の状況下（例えば、グループのメンバーを狙った暴力が進行しているとき）、「レイリスト達」もしくは集団暴力を振るった人々について発信することについて、メディアがヘイトスピーチ拡散や暴力の礼賛や促進のための道具にならないように、非常に用心深くある必要がある。新法の通過でよりそうなっている。ケニア国民団結および融合法のセクション 62 (2) は民族的憎悪や暴力、敵意や差別を扇動しようとする発言を公開するいかなるメディア企業も法律違反であると規定する。

7.2. 何がヘイトスピーチを構成するかを特徴づけること

人種的もしくは民族的側面を持つすべての言論や表現がヘイトスピーチになるわけではない。特定のスピーチがヘイトスピーチかどうか、または民族的憎悪を扇動したりかき立てたりするつもりかを決定するとき、質問はケースバイケースであったり、事実に基づいて引き出される。単に「民族性」が為されたスピーチの部分を形成するという単なる事実を超えて、多くの要素が考慮されなければならないかもしれない。いくつかの例外的な状況では、民族性に基づいた、やや「自然な」言明さえ、ヘイトスピーチの要件を満たすかもしれない。

以下に述べるような要素も考慮されるだろう。

(a) スピーチは全体として検査される必要がある。

単独で聴いて、話者の意図について疑問があるかもしれないときに、どちらにも取れるスピーチの部分を抜き出すことは、ヘイトスピーチを定義する役に立たない。スピーチ全体が考慮されなければならない。

(b) 実際の言葉や表現のトーンに対して注意が払われるだろう。(質問を検査すること、その言葉が憎悪や暴力を駆り立てたりあおったりしているかどうかのような)

人がこれを決定する質問は、話者がスピーチの中で寓意を使っているかとか間接的かのようなものである。そのトーンは、人が感情を煽ろうとしているものか、それとも穏やかなものか?スピーチをするためにどのようなサインが使われるか?それらは暴力的か?

(c) 声明の正確さ

人が歴史的なことや現在のことを、法律の条文のもっともらしい解釈を話したりしているとき、それがヘイトスピーチになることはありそうもない。しかしながら、ステレオタイプや嘘を使うとき、ヘイトが発生することになるだろう。例えば、特定のコミュニティのメンバーたちが伝統的に長距離商売人であると知られていることを明言することは、歴史的事実かもしれない。しかしそのコミュニティのメンバーが目的もなく転々と彷徨うことが知られているというのは、ステレオタイプであるだろうし、事実ではない。そしてそのコミュニティに対する憎悪をかきたてるかもしれない。

(d) 文脈の完全性

声明がなされた取り巻く状況は、それを定義する役に立つかかもしれない。例えば、もし議論の間にリーダー達が彼らの声明を発することで民族的憎悪を煽ろうとしているかどうかは一つの例となるだろう。声明それ自体がヘイトになるにも関わらず、話者はヘイトスピーチをしていないかもしれない。

(e) スピーチやコミュニケーションの目的

なされた声明がヘイトを構成するかもしれないが、観客に彼らの行動や立場の愚かさを見せるためになされたとき、そのような声明はヘイトスピーチにならない

かもしれない。例えば、他民族コミュニティどころか伝統的に彼らが尊重しない人々を包含する必要があつて集団や大衆を教育している時。

(f) ありうる影響や危険

コミュニティを対象とした和平プログラムの設計に従事するとされる人々の小集団内でヘイトスピーチに隣接する声明が発せられるとき、同じ声明が国家開発への彼らの完全な従事に対する開発と障害物を論じるための集会に出席している暇な若者に対してなされるのと比較して、それが集団憎悪を扇動しそうではないだろう。

8.法規

国民団結および融合法のセクション 13によれば、他者をその民族性に基づき脅迫、虐待、侮蔑する発言や表現の証拠により、閾値がはっきり示される。そして、民族的憎悪の扇動をするつもりに違いないかセクション 62 の下で民族的憎悪か敵意か暴力をかきたてている。

ヘイトスピーチは一般的に、民族的、人種的または他の（差異が）識別可能な集団を侮辱するスピーチや表現上の行為として定義されるだろう。そのようなスピーチや表現行為は、その集団が他より劣っていると示唆するか、その集団が様々な方法で排斥されたり差別されたりしたと主張するかもしれない。例えば、雇用や教育、政治的ポジションやビジネスなどへのアクセスを否定することによって。ヘイトスピーチはまた、狭義に、民族的、人種的（等）の憎悪の扇動を構成するスピーチや表現行動として定義されるかもしれない。

9. ヘイトスピーチの指標

1. 憎悪を引き起こすスピーチ

そのスピーチは、個人や集団に対し、その民族性によって侮蔑するようなものでなければならない。

2. 民族的、宗教的または集団的な暴力を奨励するスピーチや発言。

そのスピーチは観客を何らかのネガティブな行動を奨励させなければならぬ。

3. 他者を本質的に劣ったものと描写する発言

そのスピーチは並行するグループに対し優等性と劣等性を推論しなければな

らない。

4. 他者の品位を落とす発言

その発言は、別の人を劣った人間であると明言または推量しなければならない。

5. 非人間化を行う発言

その発言は、別の人人が人間ではない（例えば彼らを草と呼ぶことなど）と明言または推量しなければならない。

6. 文化的ステレオタイプの使用

ネガティブな方法で描写することによる集団の一般化もしくはカテゴライズ。

7. 部族、肌の色、民族集団、宗派に基づく差別を助長する発言。

8. 虐待的でネガティブで侮蔑的な言葉の使用。

9. 扇動的/挑発的な言葉の使用。

10. 人々やコミュニティをネガティブに概観する物語の使用。

11. 民族的憎悪をかきたてる心象、詩、暗喩、諺などの使用

12. 民族的、宗教的もしくは人種的差別を引き起こしうるメディアで公開された写真/絵画

13. 他人をメディア企業によって使われるより少なく（？）劣った様に描写するためのまたは、憎悪を宣伝するために使われうる物語やエッセイ。

14. 別の人を民族性や人種や信仰に基づいて笑い物にすること。

15. 不安にさせる言葉の使用。

10. 結論

この文書で概略を述べたガイドラインは、よく構成された、ヘイトスピーチを警戒する効果的で詳細なチェックシステムを制度化しようとする、わかりやすい枠組みを提供する。しかしながら、ガイドラインは墮落行為に対抗する上で、適切さと効果を確認するため、その時々に応じて見直されるだろう。

¹ 例えば、ジャーシルド事件において、欧州人権法廷がジャーナリストの3人の「レイシスト」に対するTV番組でのインタビューに基づきヘイトスピーチに対するジャーナリストの有罪判決を覆した。番組の導入部がその目的がレイシスト的な視点の宣伝をすることであると見せなかつたことを強調することに加え、ジャーナリストは彼がインタビューした3人のレイシストとの関係を絶つた。ジャーナリストがレイシスト視点を十分に非難していなかつたことを強調することで二人の裁判官は異議を唱えた。

² ジャーシルドの有罪判決が覆つたことで、欧州法廷は、特に、番組にはレイシスト視点を宣伝する意図はなかつたと見なした。その決定に到達して、法廷は番組を客観的に全体を検査した。それはまた番組の導入部を熟慮した。ケニアの法解釈では、どんなヘイトスピーチの申し立ても全体的かつ客観的に考慮される必要がある